

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2989号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「生活保護課に対するケース記録の開示」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2989号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2989	令和3年2月5日	令和3年2月18日	令和3年3月2日	令和3年3月29日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2989	「生活保護課に対するケース記録の開示」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に基づき非開示</p> <p>（当該文書の存否を答えること自体が個人情報を公にすることとなり、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を答えることができない文書であるため。）</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2989	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、本人の申立てや第三者の意見を聴取するとともに、実態を把握するための調査を行い、生活保護の要否の決定を行う。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否を行うには、①「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び②「①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>このように存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 存否応答拒否の要件①該当性</p> <p>本件開示請求については、開示請求書の「生活保護課に対するケース記録の開示」との記載、開示請求書と同時に提出された陳述書の「この半年間、どのように2人のケースワークをしてきた結果が現在になっているのか私は知る権利があると思うので、ケース記録の開示を求める。」との記載等を踏まえると、審査請求人は、特定個人B及び特定個人Cという特定の者を名指しして、生活保護のケース記録の開示を請求していると解される。</p> <p>そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人B及び特定個人Cに関する生活保護の受給の事実の有無が明らかになる。</p> <p>ウ 存否応答拒否の要件②該当性</p> <p>旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。</p> <p>もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定す</p>

答申 番号	判断の要旨
2989	<p>る開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。</p> <p>そして、特定個人B及び特定個人Cに関する生活保護の受給の事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ 審査請求人の主張について</p> <p>審査請求人は、特定個人B及び特定個人Cにつき、現在も生活保護を受給していることは不動産屋から確認を取って知っているとして主張している。</p> <p>しかし、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情が当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。</p> <p>オ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしない

で、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881